

**男女共同参画社会の実現をめざす
教育の実践に向けて（改訂版）
【基本的な考え方編】**

兵庫県教育委員会

改訂にあたって

兵庫県では、人口減少・少子高齢化、価値観の多様化、グローバル化の進展など、教育を取り巻く環境が激しく変化する時代にあっても、子どもたちがこころ豊かに将来の夢や目標をもって、たくましく生き抜いていけるよう第2期「ひょうご教育創造プラン」を策定し、「こころ豊かで自立した人づくり」に取り組んでいます。基本方針のひとつである『『生きる力』をはぐくむ教育の推進』において、基本的方向として『『豊かな心』の育成』を定め、発達の段階に応じた人権教育を推進しています。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、自らの意思によりその個性と能力を発揮しながら、いきいきと生活できる社会を構築するためには、子どもたちの人権の尊重や男女平等を含めた男女共同参画社会の実現をめざす教育に総合的かつ計画的に取り組むことが求められています。

兵庫県教育委員会においては、「男女共同参画社会基本法」（平成 11（1999）年施行）や県の「男女共同参画社会づくり条例」（平成 14（2002）年）、国の「男女共同参画社会基本計画」（第 2 次）（平成 17（2005）年）、「兵庫県男女共同参画計画—ひょうご男女共同参画プラン 21—後期実施計画」（平成 18（2006）年）に基づき、平成 19（2007）年に教師用指導資料「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」を改訂しました。「学校教育の充実」「社会教育の充実」「管理職・指導者の人権意識の高揚」の三つの基本的な視点から男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すとともに実践事例により、学校園や家庭、地域、職場等、あらゆる場で男女平等を推進する教育・学習の充実を図ってきました。

しかし、本資料を作成してから 10 年が経過し、この間、国においては「男女共同参画基本計画」の第 3 次計画、第 4 次計画の策定や、教育基本法の改正等が行われるとともに、現在、学習指導要領の改訂が進んでいます。県においては、平成 28（2016）年 3 月に「ひょうご男女いきいきプラン 2020」（第 3 次兵庫県男女共同参画計画）が策定されました。

このような国や県の動向を踏まえ、学校教育及び社会教育において、次代を担う子どもたちが人権の尊重や男女の平等、男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等男女共同参画への理解をさらに深め、多様な可能性から主体的に進路を選択するキャリアプランニング能力や態度を身に付ける指導を進めていくため、この度、改訂を行いました。

誰もがともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる男女共同参画社会の実現のためには、一人一人の人権意識の高揚と具体的な行動が求められます。また、男女共同参画社会を推進する教育の内容が充実するためには、教職員を対象とした研修等が大変重要であります。そのためにも、本資料を各学校園において積極的にご活用いただき、身近なところから課題解決に取り組んでいただくことを期待しています。

最後になりましたが、この冊子を作成するにあたりご尽力いただきました「男女共同参画社会の実現をめざす教職員用指導資料検討委員会」の方々に心からお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

兵庫県教育長 高井 芳朗

目 次

I 男女共同参画社会の実現をめざす教育の必要性とその背景

1 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでのあゆみ	
(1) 国際社会の動き	1
(2) 日本の動き	1
(3) 兵庫県の動き	2
2 男女共同参画社会の実現に向けた課題	3
3 男女共同参画社会の実現をめざす教育の必要性	4

II 男女共同参画社会の実現をめざす教育の基本的な考え方

1 基本的視点	
(1) 個人の尊重	6
(2) 男女の平等	8
(3) 男女の相互理解と協働	10
2 学校教育の充実	
(1) 生命尊重を基盤とした教育の充実	13
(2) 幼児教育の充実	13
(3) 各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等での取組の充実	13
(4) 効果的な学習教材の作成・活用	14
(5) 多様な職業選択を可能にするためのキャリアプランニング能力を育む キャリア教育の充実	14
(6) 男女平等の理念を浸透させるための学習環境（学校園・学級）の 点検・見直し	14
3 社会教育の充実	
(1) 生涯にわたる学習機会の充実	15
(2) あらゆる場における学習機会の充実	16
(3) 学習意欲を高める学習方法の工夫	17
(4) 主体的に参加する学習プログラムの活用	17
4 人権意識の高揚	
(1) 管理職・指導者の人権意識の高揚	18
(2) 研修内容の充実	18
(3) 推進体制の充実	19

■ 資料

1 学習指導要領等抜粋	2 0
2 「男女共同参画社会基本法」(抜粋)	2 2
3 「男女共同参画基本計画」(第4次)概要(抜粋)	2 3
4 「ひょうご男女いきいきプラン2020(兵庫県男女共同参画計画)」概要(抜粋)	2 4
5 男女共同参画に関する年表	2 5
6 県内市町男女共同参画活動拠点施設一覧	2 6
7 用語解説	2 9

I 男女共同参画社会の実現をめざす教育の必要性とその背景

1 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでのあゆみ

(1) 国際社会の動き

女性の地位向上は、世界各国に共通した課題として取り組まれてきました。国際連合を中心とした世界的な動向をみると、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、これに続く昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までの 10 年間を「国際婦人の 10 年」として位置づけ、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されました。また、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」〔（昭和 56（1981）年発効、昭和 60（1985）年日本批准）、平成 5（1993）年には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたほか、平成 7（1995）年に第 4 回世界女性会議（北京会議）が開催され、さまざまな取組が世界的な規模で行われました。さらに、平成 17（2005）年には第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）が開催され、男女共同参画の推進に向けて一層の取組を国際社会に求めました。今日では、国連婦人の地位委員会は、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、国連経済社会理事会に勧告・報告・提案等を毎年行っています。これを受けて、本委員会は総会に対して勧告を行っており、男女共同参画の推進に向けて一層の取組を国際社会に求めています。

(2) 日本の動き

国においては、日本国憲法で、法の下での平等として「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」（第 14 条）、個人の尊厳と両性の本質的平等として「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻（中略）に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。」（第 24 条）と明記し、それに基づき、男女共同参画社会を構築するための取組が進められてきました。現在も、世界的な動向と軌を一にしながら、男女共同参画の推進に関する法整備を進め、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目標に、さまざまな取組が展開されています。

【男女雇用機会均等法】 昭和 60（1985）年に公布、翌年施行

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

○募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めています。

・平成 9（1997）年改正 雇用管理全般における性別を理由とする差別の禁止

- ・平成 18（2006）年改正 男女双方に対する差別の禁止等が規定
- ・平成 28（2016）年改正 妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務の新設

【男女共同参画社会基本法】平成 11（1999）年に公布・施行

○男女共同参画社会を形成する基本的枠組みを国民的合意のもとに定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進していくことを目的としています。

【男女共同参画社会基本計画】

○「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示しています。平成 27（2015）年に第 4 次計画が制定され、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」など、基本的な方向を示しています。

【その他の主な法律】

- ・平成 13（2001）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
- ・平成 17（2005）年「次世代育成支援対策推進法」
- ・平成 27（2015）年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

平成 18（2006）年には「教育基本法」が改正され、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、（中略）主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」（第 2 条）と明記されました。この改正を受けて、平成 19（2007）年には、「学校教育法」が改正され、「教育基本法」の新しい教育理念を踏まえた義務教育の目標等が定められています。

(3) 兵庫県の動き

本県では、平成 13（2001）年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」、平成 23（2011）年に「新ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定、また、平成 14（2002）年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、さまざまな取組を推進してきました。そして、平成 28（2016）年に「ひょうご男女いきいきプラン 2020」を策定し、「男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会」を、めざしています。

県教育委員会においては、県の「男女共同参画計画」のもと、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきました。その一環として、平成 14（2002）年に、学校教育における教員用指導資料として「男女共同参画社会をめざす教育の実践に向けて」を作成し、平成 19（2007）年に改訂を行いました。それから 10 年が経過し、国や県の動向を踏まえるとともに、学校園等においても新たに取り組むべき課題に対応するため、この度改訂をします。

2 男女共同参画社会の実現に向けた課題

平成 27（2015）年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」【表 1】によると、日本は、人間開発指数（HDI）が 20 位、ジェンダー不平等指数（GII）は 26 位と比較的高位です。一方、世界経済フォーラムが平成 28 年（2016 年）に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、144 か国中 111 位と比較的低位にあります。HDI や GII の順位と比べて低くなっているのは、日本は、寿命や妊産婦死亡率といった健康分野や教育等、人間開発の達成度は高いものの、政治・経済活動や意思決定に参加する機会において、男女間の格差が大きいためと考えられます。

【表 1】「人間開発指数、ジェンダー不平等指数、ジェンダー・ギャップ指数における日本の順位」

① HDI 平成 26(2014)年 (人間開発指数)			② GII 平成 26(2014)年 (ジェンダー不平等指数)			③ GGI 平成 28(2016)年 (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI	順位	国名	GII	順位	国名	GGI 値
1	ノルウェー	0.944	1	スロベニア	0.016	1	アイスランド	0.874
2	オーストラリア	0.935	2	スイス	0.028	2	フィンランド	0.845
3	スイス	0.930	3	ドイツ	0.041	3	ノルウェー	0.842
4	デンマーク	0.923	4	デンマーク	0.048	4	スウェーデン	0.815
5	オランダ	0.922	5	オーストラリア	0.053	5	ルワンダ	0.800
6	ドイツ	0.916	6	スウェーデン	0.055	6	アイルランド	0.797
6	アイルランド	0.916	7	オランダ	0.062	7	フィリピン	0.786
8	アメリカ合衆国	0.915	8	ベルギー	0.063	8	スロベニア	0.786
9	カナダ	0.913	9	ノルウェー	0.067	9	ニュージーランド	0.781
9	ニュージーランド	0.913	10	イタリア	0.068	10	ニカラグア	0.780
⋮			⋮			⋮		
20	日本	0.891	26	日本	0.133	111	日本	0.660
⋮			⋮			⋮		

【HDI】…「長寿で健康な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を図るもの。（平均寿命、1 人あたりの GDP、就学率等）

【GII】…人間開発における男女格差を表わすもので、男女別の人間開発指数（HDI）の比率で示される。各国の GDI ランキングは、HDI における男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映される。

【GGI】…経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎の総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0 が完全不平等、1 が完全平等。

- （備考） 1. HDI 及び GII は国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」、GGI は世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より抜粋。
2. 測定可能な国数は、HDI は 188 の国と地域、GII は 155 か国、GGI は 144 か国。

このことから、男女共同参画社会の実現をめざす取組が進む中でも、人々の意識の中で形成された性別による偏見や社会制度、慣行などの影響があると考えられます。また、男女共同参画社会は、男性にとっても生活しやすい社会であるということについて理解を深め、男性自身が固定的な意識にとらわれず、より柔軟な発想を心がけ、仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という）を図ることが重要です。

このような状況から、男女共同参画社会の実現をめざすためには、社会情勢の変化、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、性別による偏見の解消、社会制度や慣行の見直し等さらなる取組を展開していくことが必要です。

3 男女共同参画社会の実現をめざす教育の必要性

教育の場において、次代を担う子どもたちが、人権の尊重や男女の平等、男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなど男女共同参画への理解を深め、多様な可能性から主体的に進路を選択する能力や態度、ワーク・ライフ・バランスの考え方を身に付けることが必要です。

そのためにも、国の男女共同参画基本計画や県の男女共同参画計画を踏まえ、「個人の尊重」「男女の平等」「男女の相互理解と協働」を基本的視点とし、人権尊重を基盤に、教育活動全体を通じて男女共同参画社会の実現をめざす教育を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、教育に携わる者が、個人の尊厳と男女共同参画の理念を理解し、自らの意識啓発等に努めるとともに、子どもたち一人一人の自立と思いやりの意識を育む教育・学習を推進することが肝要です。

【男女共同参画基本計画】（国）

○教育の目標及び基本的考え方（第2次、第3次）

- ・学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る

○理解の促進（第4次） ※P. 23 参照

- ・職場、家庭、地域、学校、メディア等あらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすくわかりやすいものとするのが重要である

【ひょうご男女いきいきプラン 2020】（第3次兵庫県男女共同参画計画） ※P. 24 参照

○推進項目 13 多様な選択を可能にする教育・学習

- ・次代を担う子どもたちが人権の尊重や男女共同参画への理解を深め、長期的展望に立って将来設計を行えるような教育を推進し、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう育成します。

Ⅱ 男女共同参画社会の実現をめざす教育の基本的な考え方

基本的視点 1

個人の尊重

- 性別にかかわらずお互いの人権を尊重し合う意識を養う。
- 自らの意思によりその個性と能力を発揮し、主体的で多様な選択を可能にする教育を推進する。

基本的視点 2

男女の平等

- 男女が共に、生きる力としての社会的自立を促す。
- 男女がお互いの尊厳を重んじ、自立した対等な関係づくりを進める。
- 性別による偏見や差別の解消に向けた取組を主体的に進めるための意識、意欲、態度を育てる。

基本的視点 3

男女の相互理解と協働

- 男女が共に、学校や家庭、地域、職場等において対等に参画し、相互理解のもとに協働する。
- 男女が共に、責任を分かち合いながら参画し、協働する。

人権尊重を基盤とし、三つの基本的視点を踏まえながら、男女共同参画社会の実現をめざす教育を総合的かつ計画的に推進する。

学校教育の充実

子ども一人一人の個性や能力を伸ばす教育を充実する。

- (1) 生命尊重を基盤とした教育の充実
- (2) 幼児教育の充実
- (3) 各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等での取組の充実
- (4) 効果的な学習教材の作成・活用
- (5) 多様な職業選択を可能にするためのキャリアプランニング能力を育むキャリア教育の充実
- (6) 男女平等の理念を浸透させるための学習環境（学校・学級）の点検・見直し

社会教育の充実

生涯学習の視点に立つて、多様な学習機会の提供を促進する。

- (1) 生涯にわたる学習機会の充実
- (2) あらゆる場における学習機会の充実
- (3) 学習意欲を高める学習方法の工夫
- (4) 主体的に参加する学習プログラムの活用

人権意識の高揚

幼児教育・学校教育・社会教育における男女共同参画社会の実現に向けた研修機会を充実する。

- (1) 管理職・指導者の人権意識の高揚
- (2) 研修内容の充実
- (3) 推進体制の充実

1 基本的視点

(1) 個人の尊重

- 性別にかかわらずお互いの人権を尊重し合う意識を養う。
- 自らの意思によりその個性と能力を発揮し、主体的で多様な選択を可能にする教育を推進する。

本県において、平成 14（2002）年に制定、施行された「男女共同参画社会づくり条例」の基本理念には、「個人としての尊厳が重んじられること」「性別による差別的取扱いを受けないこと」「個人として能力を発揮する機会が確保されること」などが明記されています。そのため、男女共同参画社会づくりに向けて、性別にかかわらずお互いの人権を尊重し合う意識を養うことが大切です。

本県では、「男女共同参画社会づくり条例」の基本理念をもとに、さまざまな取組を実施してきました。条例制定後の平成 21（2009）年度に行った「男女共同参画に関する意識調査【図 1】」では、男女共同参画社会に期待することとして「男女がともに参画することで地域活動や社会活動などが活発になる」「自分の能力や希望にそった生き方、働き方ができる」と回答している人が 6 割を越えていることが分かります。その調査から約 10 年が経過していますが、本県の「男女共同参画社会づくり条例」の基本理念について、より一層理解を深めていくことが必要です。

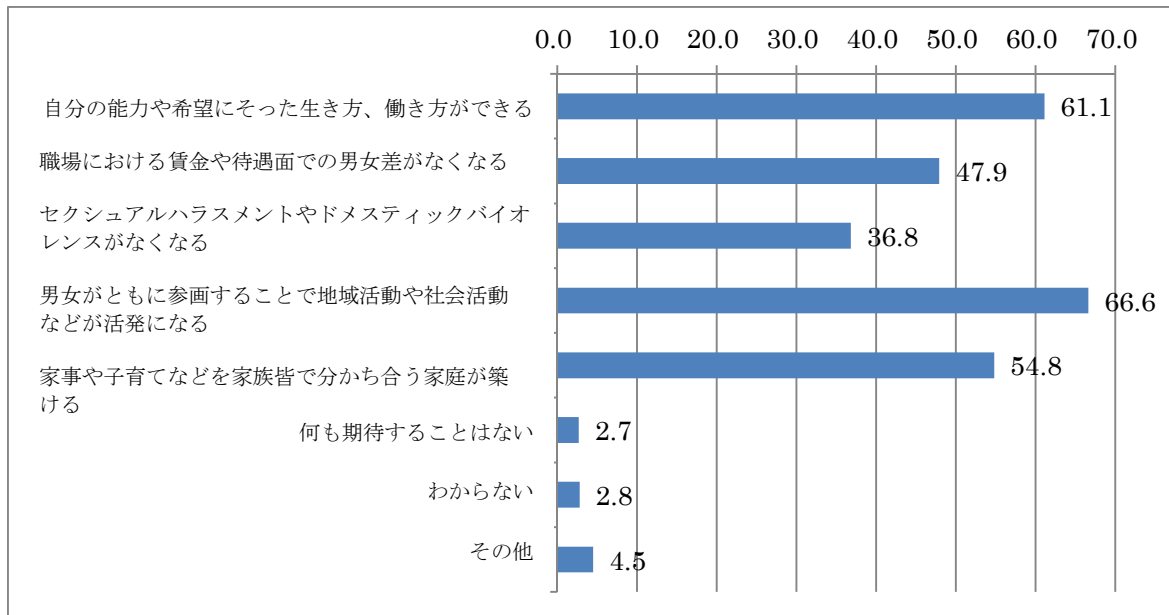
今後、男女共同参画社会を実現するためにも、一人一人が社会の対等な構成員として、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが求められます。そのために、幼児児童生徒が自らの意思によりその個性と能力を発揮するとともに、その発達段階に応じて、主体的で多様な選択を可能にするための教育を推進していくことが求められます。

【コラム】

平成 28（2016）年 2 月 16 日に、スイスのジュネーブで国連女子差別撤廃委員会が開催されました。そこでは、日本の「女子差別撤廃条約実施状況」について話し合わせ、同年 3 月 4 日に日本政府に対する「最終見解」が採択されました。同委員会は、国、都道府県、市町村において、「最終見解の周知」を要請しています。

最終見解の「教育」の内容を見ると、全ての教育段階において、女性の平等なアクセス等については称賛している一方、「女子が科学、技術、工学、数学などの専攻もできるよう相談活動を強化すること」「教育部門の上位の管理職や意思決定を行う地位への女性の参画を拡充すること」「女性や女兒に対するあらゆる形態の暴力根絶のための措置を強化すること」などについては勧告をしています。

【図 1】男女共同参画社会に期待することは何か



出典：「男女共同参画に関する意識調査」（兵庫県）（H21, 2009）

【コラム】

個性や能力を生かした職業選択に関する教育資料

小さいころから子どもが大好きだった男子中学生が、まわりに「幼稚園の先生は女の人の仕事じゃないの」という人もいた中で、固定的な意識にとらわれず、個性や能力を生かした職業選択をし、幼稚園の先生になるという夢を実現させました。

出典

兵庫県教育委員会

小学校高学年用教育資料

「ほほえみ」（改訂版）

平成 25（2013）年

「ぼくが中学二年生のトライやる・ウィークで幼稚園に行ったとき、ようち園の子どもたちが、『お兄ちゃん。』ってたくさん寄ってきてくれてうれしかった。とってもかわいかったし、仕事も楽しかったので、ぼくもやってみようと思った。」



心に残った「あのにつこり笑顔」

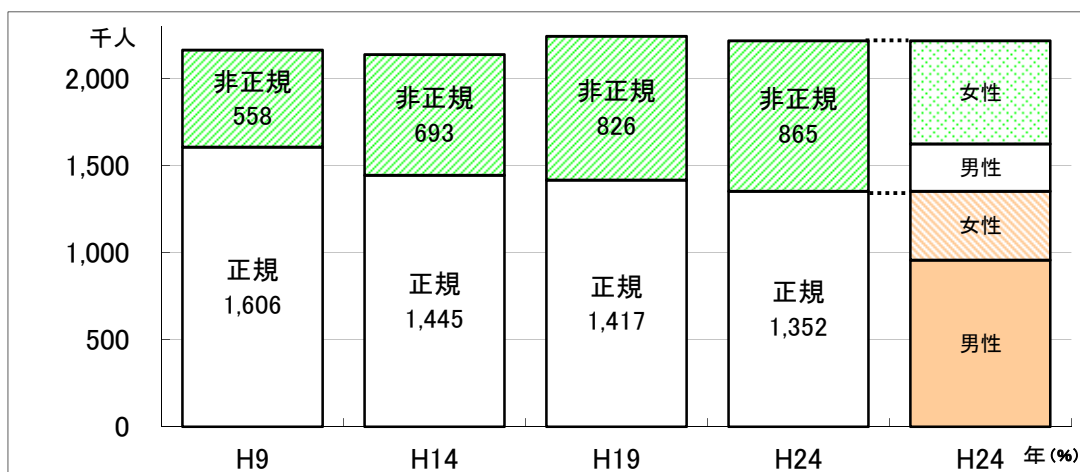
(2) 男女の平等

- 男女が共に、生きる力としての社会的自立を促す。
- 男女がお互いの尊厳を重んじ、自立した対等な関係づくりを進める。
- 性別による偏見や差別の解消に向けた取組を主体的に進めるための意識、意欲、態度を育てる。

男女が平等であるためには、まず、それぞれが人間として独り立ちできることが大切です。そのためには、男女が共に、社会の中で自分の役割を果たしながら、一人一人の夢や目標を実現させるための社会的自立を促すことが大切です。

総務省統計局の「就業構造基本調査」における「正規労働者と非正規労働者の推移」【図2】によると、非正規労働者の割合は一貫して上昇傾向にあり、そのうち女性が68.4%（全国68.3%）を占めています。一方、正規労働者については、女性の占める割合は29.2%（全国31.1%）にとどまっています。非正規雇用は、柔軟な就業形態により、女性が育児・介護等との両立を図りながら働くというニーズに応える面がある一方、賃金等の問題により、女性の自立を困難にしている一面もあります。誰もが、どのような形態の働き方を選んで、安心して働くことができるような環境の整備が求められます。

【図2】正規労働者と非正規労働者の推移（兵庫県）



出典：「就業構造基本調査」（総務省統計局）（H24, 2012）

また、現在、「配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下DV）や各種ハラスメント等、人としての尊厳をそこなう問題が起きています。

平成27（2015）年度に、県の配偶者暴力相談支援センター（県女性家庭センター）、県立男女共同参画センター、県警察本部及び市町等に寄せられた「配偶者等からの暴力（DV）相談件数」【図3】は17,928件で、毎年増加しています。

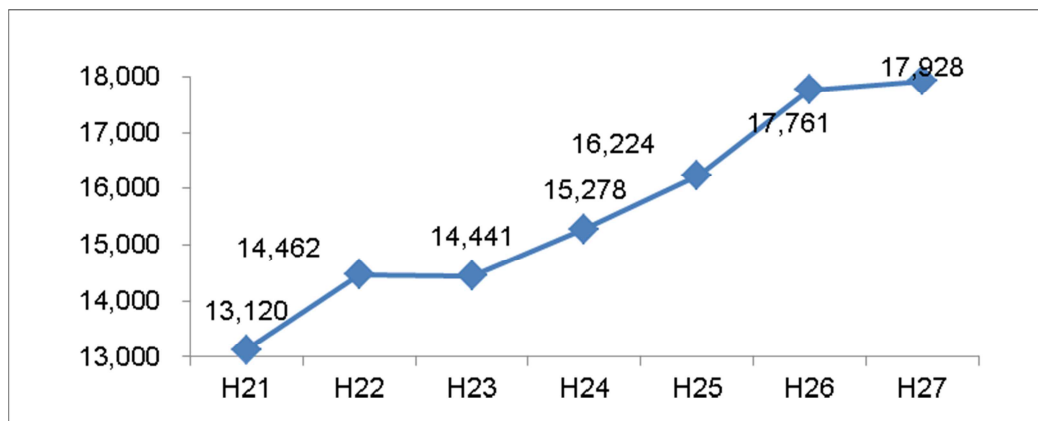
また、兵庫労働局に寄せられた「職場におけるセクシュアルハラスメント等の相談件数」【図4】は平成23（2011）年度をピークに減少し、横ばいとなっており、職場における妊

娠、出産等を理由とする不利益取り扱いに関する相談件数は、ここ数年増加傾向にあります。

近年、都市部から市町におけるまで、さまざまな相談窓口の整備が進んでいます。また、相談することの重要性への啓発が進んできたため、相談は増えていると考えられます。

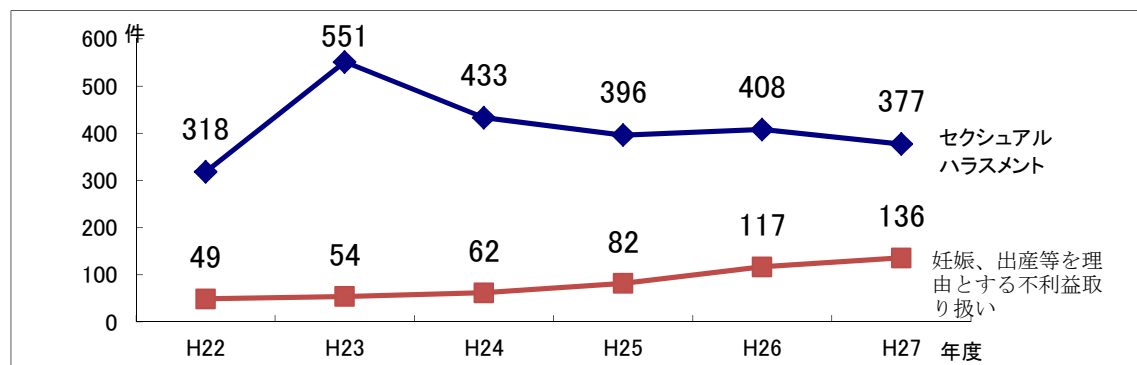
今後は、性別による偏見や差別の解消に向けた取組をより一層進めるとともに、これらの課題を主体的に解決しようとするための意識や意欲、態度を育てることが重要です。

【図 3】配偶者等からの暴力（DV）相談件数（兵庫県）



出典：兵庫県（H27, 2015）

【図 4】職場におけるセクシュアルハラスメント等の相談件数（兵庫県）



出典：兵庫労働局雇用環境・均等部調べ（H28, 2016）

【コラム】

県教育委員会では、平成 22（2010）年に「中学生・高校生向けDV防止パンフレット」を作成し、翌年には「デートDV防止に関する実践事例」を作成しました。

男女がお互いの尊厳を重んじ、自立した対等な関係づくりを進めるために参考となる実践事例です。



(3) 男女の相互理解と協働

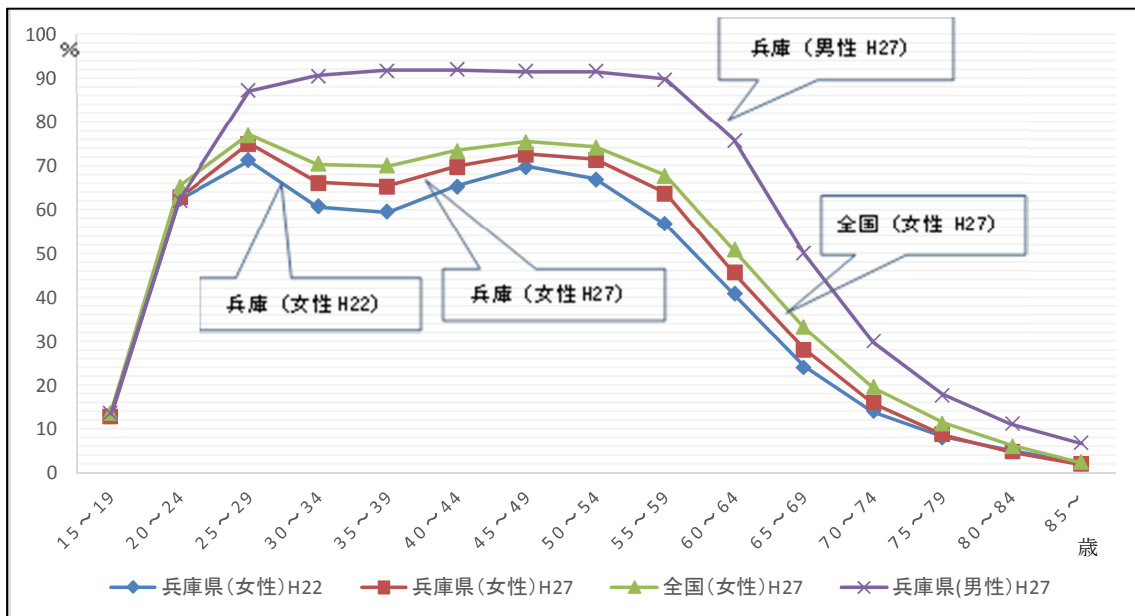
- 男女が共に、学校や家庭、地域、職場等において対等に参画し、相互理解のもとに協働する。
- 男女が共に、責任を分かち合いながら参画し、協働する。

男女は社会の対等な構成員として、個性を認め合い、協力して社会を支えていくことが必要です。また、生き方が多様化する中では、学校や家庭、地域、職場等において、男女がそれぞれの責任を担い、社会がそれを支援していくことが重要となっています。

平成 27（2015）年の兵庫県における「年齢階級別女性の就業率」【図 5】のうち、30～34 歳層は 66.2%と 5 年前（60.7%）より 5.5 ポイント上昇しています。結婚や出産、子育て期に就業を中断することにより、30 歳代を底とする「M字カーブ」は、以前に比べてそのカーブの形状は緩やかになっています。子育てをしながら就業を続けていく女性のためには、一層の環境整備が進められることが必要です。そして、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現するため、さまざまな働き方を推進することが必要です。

また、家事や育児等の家庭生活などに専念するという選択も含め、一人一人の生き方を尊重するとともに、誰もがその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できるよう、男女が相互理解のもとに協働していくことが大切です。

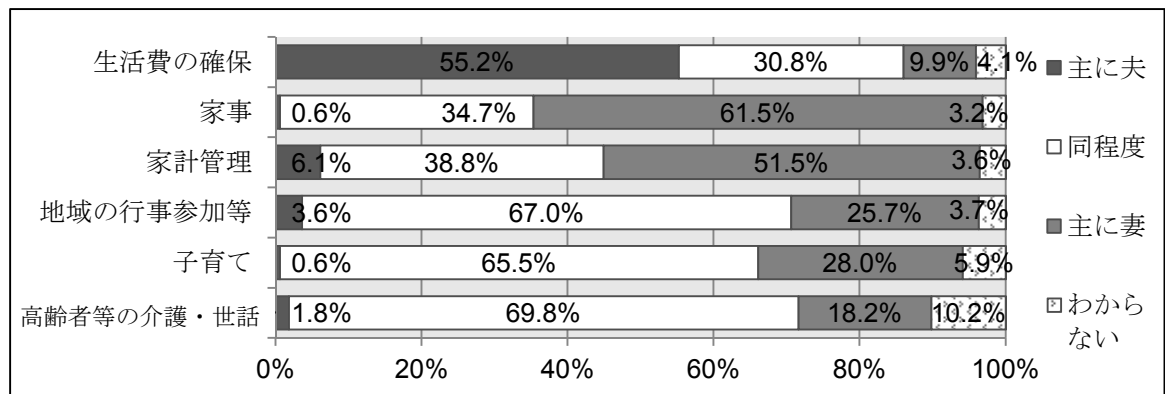
【図 5】年齢階級別女性の就業率（全国・兵庫県）



出典：総務省「国勢調査」(H27, 2015) と (H22, 2010) の比較

兵庫県が平成 26（2014）年度に行った「男女共同参画に関する意識調査」では、「家庭での夫婦の役割分担」【図 6】のあり方について、「生活費の確保」は夫、「家事」「家計管理」は妻という考えを持つ人が多いことが分かります。一方、「地域の行事参加等」、「子育て」や「高齢者等の介護・世話」では、夫婦同程度と考える人が約 2/3 を占めています。

【図 6】家庭での夫婦の役割分担

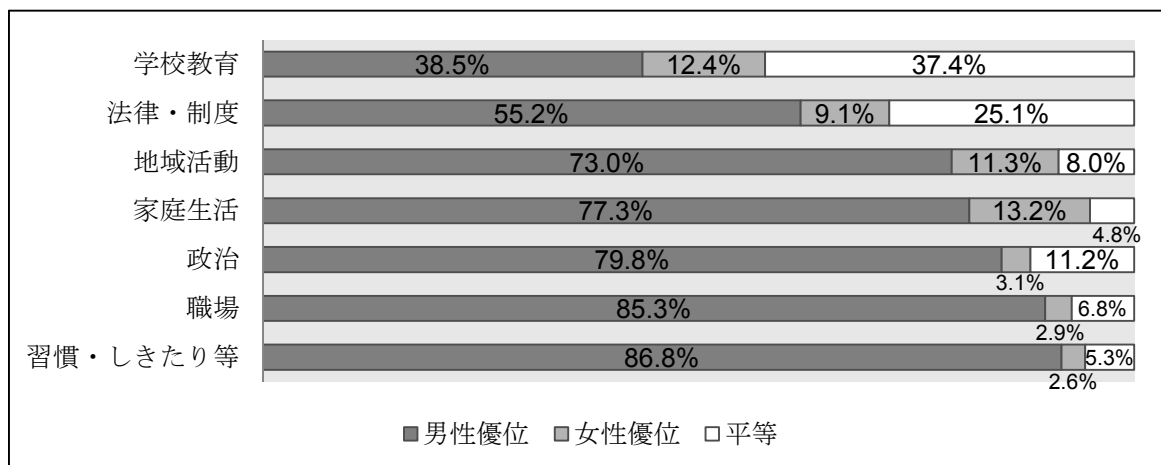


出典：「男女共同参画に関する意識調査」（兵庫県）（H26, 2014）

「社会全体で見た男女の地位について」【図 7】の調査では、「地域活動」については 7 割程度が「男性優位」としています。また、「政治」「職場」「習慣・しきたり等」については、8 割程度の人が「男性優位」と回答しており、「学校教育」についても、約 4 割の人が男性に優位な社会と考えています。

少子・高齢化が進む現在においては、一人一人が地域社会の一員としての自覚と責任を分かち合いながら、自発的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、互いに支えあって生きることのできる社会をめざすことが大切です。

【図 7】社会全体で見た男女の地位について



出典：「男女共同参画に関する意識調査」（兵庫県）（H26, 2014）

【コラム】

平成 28（2016）年に策定された「ひょうご男女いきいきプラン 2020」は、兵庫県らしさを活かし、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活ができる男女共同参画社会の実現をめざしています。本プランで示されている推進項目に沿って、県内で取り組まれている事例を紹介します。

＜推進項目 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進＞より

阪神・淡路大震災時には、地域女性団体など、女性たちの生活者としての視点を活かした活動が、災害からの復旧・復興に大きな役割を果たしました。県では、これらの教訓を活かし、「母と子の防災・減災ハンドブック（H23）」「親子で学ぶ防災・減災体験プログラム集（H25）」「防災・減災絵本『約束のあした』（H26）」等の書籍の発行に加え、各種セミナーを開催するなど、「防災・災害復興の分野における男女共同参画の重要性」を強く意識した活動を展開してきました。

兵庫県男女共同参画センター（イーブン）では、平成 26（2014）年に阪神・淡路大震災 20 年事業として「ひょうご女性フォーラム」を開催しました。ここでは、女性たちによる被災者支援による活動の成果と、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災、復興支援の在り方に対する提言などを広く発信しました。



ひょうご女性フォーラム

＜推進項目 11 多様な人々が安心して生活できる環境の整備＞より

県内には約 10 万人の外国人が暮らしていますが、就業や就学、住居等の問題や、言葉や文化・生活習慣の違いから、職場や学校、地域における孤立等の困難を抱えることがあり、多言語による情報提供や相談体制を整備する必要があります。近年観光等を目的とした訪日外国人が増加していることも踏まえ、外国人への理解を深める教育を推進する必要があります。

上記のような兵庫県の特色をふまえ、県教育委員会では子ども多文化共生センターを運営し、外国人児童生徒やその保護者に対し、就学や進路等への情報提供、相談を行っています。



教育相談

2 学校教育の充実

学校教育においては、幼児期からの発達段階を踏まえ、教育活動全体を通じて、人権の尊重を基盤とした男女平等・男女共同参画の考え方を形成する教育の充実を図る必要があります。

(1) 生命尊重を基盤とした教育の充実

生命あるものすべてをかけがえのないものとして尊重し、大切に生命尊重の精神を基盤として、自分が一人で生きているのではなく、他者と共に生きているという相手の心や体に対する思いやりの心を培うことが重要です。そのため、学校教育においては、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成することが大切です。また、幼児期からの発達段階を踏まえ、保護者や地域の理解と協力を得ながら、組織的かつ計画的に推進していく必要があります。

(2) 幼児教育の充実

幼児教育は、幼稚園等施設と家庭・地域の三者が連携し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、学びの芽生えから自覚的に学ぶ意欲へつなげ、その成果を円滑に小学校へとつないでいくことが重要です。具体的には、幼児一人一人の直接的・具体的な体験としての遊びや、幼児同士が共通の目的を見出し、工夫したり協力したりする「協同する経験」を通して、「相手を思いやる力」の基礎を育成することが大切です。また、遊びを通した学びを適切に把握・評価し、よりよい環境を構成するなど、保育の改善を行い、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度を育むとともに、基本的生活習慣等を身に付けさせることが、男女共同参画社会を支える人権感覚の基盤づくりとしても大切です。

(3) 各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等での取組の充実

小・中・高・特別支援学校においては、各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて男女共同参画に関する教育を総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

また、本県は他者と協力・協働して社会に参画する態度や、自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成するため、兵庫型「体験教育」をはじめとする児童生徒の発達の段階に応じた多様な体験活動を通じ、児童生徒のキャリア形成を支援しています。「環境体験事業」「自然学校」「トライやる・ウィーク」「高校生ふるさと貢献活動事業」「高校生就業体験事業－インターンシップ推進プラン－」やボランティア活動などの体験活動を生かし、男女共同参画の視点から体験的に学ぶことも必要です。

(4) 効果的な学習教材の作成・活用

県教育委員会は、幼児児童生徒が、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養を基盤として、問題状況を変えようとする人権意識、意欲、態度、さらには自他の人権を守るような実践行動にまで高めていくために、『ほほえみ』『きらめき』『HUMAN RIGHTS』（各改訂版）や、中学高校生向けDV防止啓発パンフレットなどの人権教育資料を作成しています。市町教育委員会においても、近年、効果的な人権教育資料が作成されています。また、男女共同参画に関わる課題として、セクシュアルハラスメントやDV、交際相手からの暴力（デートDV）などの課題は大きく、人権問題としての認識をさらに深める必要があります。各学校園で地域や幼児児童生徒の実態に応じて、人権教育資料の効果的な活用と普及を図るとともに、教材作成を進めることも大切です。

さらに、情報があふれる今日、メディアは人々の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。男女が参画する姿が広く伝達されるというプラス面だけでなく、性についての誤った情報が伝達されるというマイナス面もあります。そのため、情報について正しく理解するための教材を作成し、受け手側が情報を主体的に読み解き、適切に発信する能力（メディアリテラシー）を身につけていくことが必要です。

(5) 多様な職業選択を可能にするためのキャリアプランニング能力を育むキャリア教育の充実

自らが職業を選択し、生計を立てる機会を得ることは、男女共同参画社会の実現をめざすために極めて重要な意味をもっています。そのため、幼児児童生徒の発達段階に応じて、職業や勤労に対する考え方をはぐくむとともに、将来の生き方を考え、夢や希望を持って自己実現を図るように指導・支援する必要があります。

さらに、改正「男女雇用機会均等法」や、「次世代育成支援対策推進法」等の男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めながら、男女共同参画の視点から職業観・勤労観をはぐくむ必要があります。そのために、多様な職業選択を可能にするキャリアプランニング能力を育むことが大切です。また、子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むために、キャリア教育を充実していくことが必要です。

(6) 男女平等の理念を浸透させるための学習環境（学校園・学級）の点検・見直し

学校園は、幼児児童生徒が社会の一員となるための学びの場です。将来にわたって男女共同参画社会を維持していくためには、幼少期から人権の尊重や男女共同参画についての理解を深め、思いやりと自立の意識を育みながら、将来を見通した自己形成ができるように、適切な教育・学習の機会を充実する必要があります。

そこで、学校園や学級は、男女平等の考え方が行き渡っている環境であることが求められます。

とりわけ、教職員の人権感覚や人権意識は、幼児児童生徒にとっての重要な学習環境です。教職員の固定的なものの見方や考え方は、知らず知らずのうちに幼児児童生徒に影響を及ぼすこともあるため、日常の教育活動の中で点検し、見直すことが必要です。

3 社会教育の充実

現在、社会教育においては、公民館等における講座やセミナーなど、さまざまな取組が行われています。

しかし、学習者のニーズに応じた内容や、必要な情報が得られにくいなど、学習意欲があっても適切な学習機会に恵まれない人々も多いことが課題となっています。また、具体的な育児や介護の在り方について、十分な知識や技能が身についておらず、学習する機会も少ないという状況があります。そこで、男女共同参画社会の実現をめざし、生涯にわたって、あらゆる場で学習機会の充実を図り、自らの課題を解決する資質や能力等を高める取組が必要です。さらに、家庭や地域、職場、学校が連携し、共に男女共同参画社会の実現に向けて取り組む必要があります。

(1) 生涯にわたる学習機会の充実

ア 乳幼児期

乳幼児期は、周囲の大人や友だちなどとの温かいふれあいやさまざまな体験を通して、自己の存在感や充実感、自他を大切にしようとする気持ちが芽生える時期です。そこで、体験を通して、子どもが、かけがえのない生命や生命のつながりに気づき、生きることの素晴らしさや喜びを実感させることが求められます。また、周囲の大人が、固定的な意識や偏見にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮できるように配慮することが必要です。

イ 青少年期

青少年期は、男女が互いに認め合い、共生していくために自ら課題を見つけ、自らを律しつつ他人と協調して、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を培い、人間関係を広げていく時期です。そこで、ボランティア活動や地域行事等の社会参加の体験を通して達成感や成就感を得ながら、自尊感情を高めたり、自分も他人も大切にしたい自己表現力を向上させたりして、コミュニケーション能力を身につけていくことが求められます。

ウ 成人期

成人期は、男女が相互に協力して、家族の一員であることを認識し、各自の役割を果たすとともに、仕事においても自らの責任を負うことが求められる時期です。ところが、長時間労働や仕事のみを重視する考え方等は、家庭生活や地域活動への参加・参画を困難にしています。そこで、「男女共同参画基本計画（第4次）」に示されているワーク・ライフ・バランスの取組を社会全体で実現させることが大切です。また、男女が共にワーク・ライフ・バランスについての意識を向上させるとともに、男女共同参画社会の理

念の大切さについて自らが学ぶ機会が求められます。そこで、さまざまな講座やセミナー等に参加し、人権の尊重や男女共同参画についての理解を深め、自らの意識を見つめ直すことが大切です。

エ 高齢期

高齢期は、男女いずれもが健康で生きがいをもった生活を送るために、豊かな知識や経験、技能等を活用する時期です。そこで、高齢者が積極的に地域活動や社会参画できる学習の機会に参加し、人間関係を広げる活動を通して、男女共同参画の理念を理解し、男女が共にあらゆる活動に参画できるようにすることが必要です。

(2) あらゆる場における学習機会の充実

ア 家庭での学習

家庭においては、一人一人の子どもの個性や能力を伸ばすことが大切です。そこで、家庭内においては大人が、男女共同参画の視点に立って、自らの言動を振り返りながら、親子で話し合う機会が必要です。

イ 地域での学習

男女が共に責任を分かち合い、協力して地域活動を進めていくためには、だれもが参画しやすい環境をつくるとともに、一人一人の意識や意欲を高める学習機会が求められます。男女共同参画社会の実現をめざす地域づくりを進めていくためには、現在の社会制度や慣行を見直すことが重要な場合もあり、地域住民が十分に話し合い、共通理解のもとで取組を進めていくことが大切です。また、地域活動に若い男女の参画を促すとともに、男女共同参画の視点で地域活動を活性化することにより、地域おこし、まちづくり、観光、環境分野等、地域の幅広い問題について解決を図ることが大切です。

ウ 職場での学習

近年の日本においては、「育児・介護休業法」や「次世代育成支援対策推進法」の改正に伴う制度の整備、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等の策定により、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組が進みつつあります。さらに平成 27（2015）年に施行された「女性活躍推進法」なども踏まえて、職場研修を積極的に推進するなど、男女が共に仕事と生活のバランスをとりながら、充実した生活を過ごそうとする意識を高めていくことが必要です。

職場におけるセクシュアルハラスメントをなくすためには、まず、管理職や同僚が男女共同参画の基本的な考え方について理解を深め、意識改革を図ることが必要です。また、職権（パワー）を背景に人権を侵害する言動で相手（部下など）に精神的な苦痛を与えるパワーハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント（いわ

ゆるマタハラ、パタハラ) 防止の研修なども、職場研修において取り組む必要があります。今後、男性の子育てや地域活動への積極的な参画のため、行政と企業が連携してワーク・ライフ・バランスについての講座やセミナーを実施することが求められます。

(3) 学習意欲を高める学習方法の工夫

学習意欲を高めるためには、少人数での参加体験型学習を取り入れたり、参加者自身が企画段階から参画できるようにしたりするなど、学習方法を工夫することが求められます。また、新聞やテレビ等の報道をテーマにして話し合うなど、マスメディアを活用した学習方法の工夫も有効です。

また、NGO/NPO等関係機関・団体等との連携を生かした学習方法も効果的です。各地の「男女共同参画センター」や NPO等の関係機関では、地域の実態を踏まえた研修会を実施しています。男女共同参画の研修会を企画する際には、「男女共同参画センター」等の機関と相互に連携することにより、充実した研修会を提供することができます。

(4) 主体的に参加する学習プログラムの活用

研修会を充実させるためには、その目的、対象、参加者のニーズ、期待する成果等を十分に検討した上で学習プログラムを設定することが必要です。例えば、子育てや介護などの生活に密着した学習プログラムやライフスタイルや価値観の多様化に応じた学習プログラムなどが考えられます。また、セクシュアルハラスメントやDV、交際相手からの暴力(デートDV)等は依然大きな問題となっています。これらが、重大な人権侵害であるという認識をもち、自らの言動が無意識のうちにセクシュアルハラスメント等になっていないか見直すことのできる学習プログラムの活用も必要です。

【コラム】

平成 28 (2016) 年 10 月 19 日に、県立男女共同参画センター主催により、「多様な働き方シンポジウム」が開催され、企業、団体、行政等から多くの人に参加しました。

このシンポジウムでは、ワーク・ライフ・バランスを支援する必要性や男性の育児参加などについて講義があり、20 年後の男女共同参画の在り方などをテーマにしたグループワークが行われました。多様な人材活用や働き方の見直しについて、参加者による活発な意見交流が行われました。



4 人権意識の高揚

男女共同参画社会の実現をめざす教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて、創意工夫しながら取り組まなければなりません。

(1) 管理職・指導者の人権意識の高揚

管理職・指導者自らの生き方や男女共同参画に対する考え方は、学習者に大きな影響を与えます。そのため、管理職・指導者自身が男女共同参画の基本的な考え方について理解を深め、自らの生き方や考え方について見直すことが必要です。そして、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮し、協働することができるように、お互いの人権を尊重した言動が求められます。

また、身の回りにある固定的な意識、相手の人格を軽視する意識や言動等に気づき、それらを見直していくことも必要です。

県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づいて作成した「子育て支援ひょうごプラン」を平成 28 年に改訂し、「教職員支援ひょうごプラン」を策定しました。この「教職員支援ひょうごプラン」は女性活躍推進法に基づく行動計画です。女性教職員の個性と能力が十分に発揮されるとともに、教職員一人一人が安心して子育てや介護をしていくためには、職場を挙げて支援していくことが重要です。

さらに、教育は次の世代にも影響を及ぼします。管理職・指導者や周りの大人の意識が高まることによって、男女共同参画社会に対する正しい認識を持った世代を生み出すことにつながります。

(2) 研修内容の充実

男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践にあたって、日常的な言動を率直に話し合える機会が必要です。そのために、高齢者や障害のある人、外国人であること、同和問題などの課題を解決する視点とともに、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれていないか等に留意することが大切です。また、性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人への理解を深めるなど、性別にかかわらず誰もが尊重される社会にしていくために、最新の情報を踏まえ、人権侵害等が生じないよう研修に取り組むことも求められています。

また、県立男女共同参画センター、(公財)兵庫県人権啓発協会、兵庫県人権教育研究協議会及び市町で実施されている研修会等に参加するとともに、そこで学んだことをそれぞれが研修で活用し還元することも大切です。

(3) 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現をめざす教育を推進するには、管理職・指導者がリーダーシップを発揮し、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえた上で、男女共同参画にかかる課題解決に向けた明確なビジョンを持って推進体制を整備することが必要です。さらに、目標の設定や計画の作成、研修内容の選定や評価などを継続的に行い、組織的に改善を図ることが重要です。このような組織としての取組を積み上げることが、男女がともに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現につながります。

資料

学習指導要領等（抜粋）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）【概要】（H28.12：中央教育審議会）より

- 1 資質・能力の三つの柱に基づく教育課程の枠組みの整理（第5章 2より）
 - (1) 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
 - (2) 「理解していること・できることをどう使うか（道の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
 - (3) 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養）」
- 2 キャリア教育（進路指導を含む）（第8章 3より）
 - ・ 小・中・高等学校を見通した充実を図るため、キャリア教育の中核となる特別活動の役割を一層明確にするとともに、「キャリア・パスポート（仮称）」の活用を図る。

小学校学習指導要領（H29.3）より

- 1 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。（第1章 総則、第3、1、(5)）
- 2 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに（中略）（第1章 総則、第5、2、イ）
- 3 家庭生活に関わる活動を通して、家庭における家族のことや自分でできることなどについて考えることができ、家庭での生活は互いに支え合っていることが分かり、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりしようとする。（第5節 生活、第2、2、(2)）
- 4 家庭には、家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し、分担する必要があることや生活時間の有効な使い方について理解すること（第8節 家庭、第2、1、A、(2)、ア）
- 5 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。（第3章 特別の教科 道徳、第2、B、〔友情、信頼〕）
- 6 （前略）社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること（第6章 特別活動、第2、(3)、イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解）

中学校学習指導要領（H29.3）より

- 1 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。（第2章 第2節 社会、第2、〔公民的分野〕、2、A、(2)、ア、(2)）

- 2 (前略)「社会生活にける職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」については、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること。(第2章 第2節 社会、第2、3 内容の取扱い、(3)、ア、(イ))
- 3 (前略)また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることから、異性の尊重、情報への適切な対処や鼓動の選択が必要になることについて取り扱うものとする(第7節 保健体育、第2、[保健分野]、3、(7))
- 4 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。(第8節 技術・家庭、第2、[家庭分野]、1、(3))
- 5 (前略)幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう留意すること。(中略)幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと(第8節 技術・家庭、第2、[家庭分野]、3、(2)、ウ)
- 6 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。(第3章 特別の教科 道徳、第2、B、[友情、信頼])
- 7 探求的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。(第4章 総合的な学習の時間、第1、(3))
- 8 男女相互について理解するとともに、ともに協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。(第5章 特別活動、第2、[学級活動]、2、(2)、イ 男女相互の理解と協力)
- 9 社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。(第5章 特別活動、第2、[学級活動]、2、(3)、イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成)
- 10 目標をもって、生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること(第5章 特別活動、第2、[学級活動]、2、(3)、ウ 主体的な進路の選択と将来設計)

高等学校学習指導要領 (H21. 3) より

- 1 アの「生涯における青年期の意義」と「自己形成の課題」については、生涯にわたる学習の意義についても考察させること。また、男女が共同して社会に参画することの重要性にも触れること。(第3節 公民、第2款、第1、3、(2)、イ、(イ))
- 2 (前略)男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。(第9節 家庭、第2款、第1、2、(1)、ア)
- 3 男女相互の理解と協力(第5章 特別活動、第2、2、(2)、エ)

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（国 平成 11 年 6 月 23 日施行）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（第七条～第八条 省略）

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（以下 省略）

第4次男女共同参画基本計画（抜粋）

（国 平成 27 年 12 月 25 日）

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとしている。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成 11 年の基本法の制定に始まり、平成 15 年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきた。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている。さらに、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。

一方、我が国社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆる M 字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められている。

このため、第4次男女共同参画基本計画（以下「4 次計画」という。）では、以下の 4 つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

1 経緯（省略）

2 4 次計画において改めて強調している視点

<あらゆる分野における女性の活躍>

- （1）女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- （2）あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

<安全・安心な暮らしの実現>

- （3）非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- （4）女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- （5）東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- （6）国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

<推進体制の整備・強化>

- （7）地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

計画の基本的な考え方

■計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条に基づき都道府県が策定する「都道府県男女共同参画計画」です。
- (2) 平成 23 年に策定した「新ひょうご男女共同参画プラン 21」の後継計画と位置づけます。
- (3) 兵庫県男女共同参画社会づくり条例第 9 条に基づき、県における男女共同参画社会づくりの基本的な指針となるものです。
- (4) 「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性の活躍に向けた必要な事項を盛り込み、同法第 6 条に基づき都道府県が策定する「都道府県推進計画」と位置づけます。

■計画の期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間。

■めざす社会

男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる次のような社会＝男女共同参画社会をめざします。

- (1) 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会
- (2) 男女が互いに支え合える社会
- (3) 誰もが健やかに安心して暮らせる社会

■重点的に取り組む課題

- (1) すべての女性が活躍できる環境の整備
- (2) 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- (3) 家庭や地域における「きずな」の強化
- (4) 安心して生活できる社会づくりの推進
- (5) 次代を担う子どもや若者の育成

■計画の 5 つの重点目標と 13 の推進項目

1. すべての女性の活躍

- 【推進項目 1】あらゆる分野への女性の参画拡大
- 【推進項目 2】女性の能力発揮の促進と環境整備
- 【推進項目 3】農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大

2. 仕事と生活の両立支援

- 【推進項目 4】男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進
- 【推進項目 5】ワーク・ライフ・バランスの推進

3. 互いに支え合う家庭と地域

- 【推進項目 6】地域ぐるみの家庭支援体制の充実
- 【推進項目 7】地域における男女共同参画の推進
- 【推進項目 8】男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

4. 安心して生活できる環境の整備

- 【推進項目 9】生涯にわたる男女の健康対策
- 【推進項目 10】生活のセーフティネット
- 【推進項目 11】多様な人々が安心して生活できる環境の整備

5. 次世代への継承

- 【推進項目 12】若者の就労と出会いの支援
- 【推進項目 13】多様な選択を可能にする教育・学習

男女共同参画に関する年表

年	国 際 連 合	日 本	兵 庫 県
1945 年(S20)	・国際連合誕生(10 月)	・婦人参政権確立	
1975 年(S50)	・「国連国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)	・内閣総理大臣を本部長とする 「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室業務開始	
1977 年(S52)	国連婦人の十年 S51 S60	・「国内行動計画」策定	
1978 年(S53)			・兵庫県婦人行動計画綱領制定
1979 年(S54)		・「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択	
1980 年(S55)		・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	
1981 年(S56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985 年(S60)		・「国連婦人の十年」最終年 ・世界会議開催(ナイロビ)	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1987 年(S62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1990 年(H2)			・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
1991 年(H3)		・「育児休業法」公布 (平成 4 年施行)	
1992 年(H4)			・県立女性センター開設
1994 年(H6)	・国際家族年	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995 年(H7)	・第4回世界女性会議の開催 (北京)	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	
1996 年(H8)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定
1997 年(H9)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	
1999 年(H11)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000 年(H12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク)	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001 年(H13)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行	・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-」策定
2002 年(H14)			・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行

年	国 際 連 合	日 本	兵 庫 県
2003 年(H15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・「男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定
2004 年(H16)		・「少子化社会対策大綱」策定 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正DV防止法」施行 ・「改正児童福祉法」施行 ・「子ども・子育て応援プラン」決定	
2005 年(H17)	・第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京＋10」）閣僚級会合開催（ニューヨーク）	・男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	
2006 年(H18)	・第 34 回女性差別撤廃委員会開催（ニューヨーク） ・第 50 回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－後期実施計画」策定 ・「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画－新ひょうごアクション8－」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結
2007 年(H19)		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」改訂
2008 年(H20)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 年(H21)		・「育児・介護休業法」改正の一部施行	・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設
2010 年(H22)	・第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」閣僚級会合開催（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	・「新ひょうご子ども未来プラン」策定
2011 年(H23)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Woman）」発足		・「新ひょうご男女共同参画プラン21」策定

年	国 際 連 合	日 本	兵 庫 県
2012 年(H24)		・「育児・介護休業法」改正の全面施行 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・「第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定
2013 年(H25)		・「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる	
2014 年(H26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正施行 ・「男女雇用機会均等法」改正施行 ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定	・「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定
2015 年(H27)	・第 59 回婦人の地位委員会「北京＋15」閣僚級会合開催(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	・「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定 ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 ・「兵庫県地域創生戦略」策定
2016 年(H28)			・「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定

県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧

市町名	名 称 (愛称)・所在地	連 絡 先	開館日
神戸市	神戸市男女共同参画センター (あすてっぷKOBE) 〒650-0016 神戸市中央区橋通 3 丁目 4-3	TEL 078-361-6977 FAX 078-361-6477 http://www.city.kobe.lg.jp/life/communty/cooperation/asuteppu/index.html	火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時 ※年末年始(12/28～1/4)を除く
姫路市	姫路市男女共同参画推進センター (あいめっせ) 〒670-0012 姫路市本町 68-290 イーグレひめじ3階	TEL 079-287-0803 FAX 079-287-0805 http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/	9時～21時 ※年末年始(12/28～1/4)、臨時休館日を除く
尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター (尼崎市女性センター・トレピエ) 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘 3-36-1	TEL 06-6436-6331 FAX 06-6436-5757 http://www.amagasaki-trepied.com/	火曜～土曜 9時～21時 日曜 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
明石市	あかし男女共同参画センター 〒673-0886 明石市東仲ノ町 6-1 アスピア明石北館7階	TEL 078-918-5611 FAX 078-918-5617 http://www2.city.akashi.lg.jp/communit/danjoyo_ka/danjoyo/	火曜～日曜 9時～22時 ※月曜日が祝日の場合は翌平日が休館日 ※年末年始(12/29～1/3)を除く
西宮市	西宮市男女共同参画センター (ウェーブ) 〒663-8204 西宮市高松町 4-8 プレラにしのみや 4 階	TEL 0798-64-9495 FAX 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html	9時～22時 ※年末年始(12/29～1/3)を除く
芦屋市	芦屋市男女共同参画センター (ウィザスあしや) 〒659-0065 芦屋市公光町 5-8 公光分庁舎北館1階	TEL 0797-38-2023 FAX 0797-38-2175 http://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/centerwithus.html	月曜～土曜 9時～17時30分 ※祝日、年末年始を除く
伊丹市	伊丹市立女性・児童センター 〒664-0855 伊丹市御願塚 6 丁目 1-1	TEL 072-772-1078 FAX 072-770-4728 http://www.itami-danjo.jp/	9時～17時15分 ※火曜日、祝日、年末年始を除く
相生市	相生市男女共同参画センター 〒678-0031 相生市旭 1 丁目 2-10	TEL 0791-23-7130 FAX 0791-23-7137 http://www.city.aioi.lg.jp	月曜～金曜 8時30分～17時15分 ※土日・祝日、年末年始を除く
加古川市	加古川市男女共同参画センター 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町 45 加古川駅南ミニ市役所(JA ビル 3 階)	TEL 079-424-7172 FAX 079-454-4190 http://www.city.kakogawa.lg.jp/	月曜～金曜 9時～17時45分 ※祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く
赤穂市	赤穂市女性交流センター 〒678-0233 赤穂市加里屋中洲 3-55 赤穂市民会館 3 階	TEL 0791-43-7800	火曜～日曜 9時～17時 ※年末年始(12/29～1/3)を除く

市町名	名 称 (愛称)・所在地	連 絡 先	開館日
西脇市	西脇市男女共同参画センター 〒677-0057 西脇市野村町茜が丘 16-1 茜が丘複合施設「Miraie」	TEL 0795-25-2800 FAX 0795-25-2220 http://www.city.nishiwaki.lg.jp	9時30分～17時 ※毎月末水曜日(祝日の場合は以降の平日) ※年末年始を除く
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター・エル 〒665-0845 宝塚市栄町 2-1-2 「ソリオ2」4階	TEL 0797-86-4006 FAX 0797-83-2424 http://www.takarazuka-ell.jp/	月曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時 ※第2日曜、年末年始を除く
三木市	三木市男女共同参画センター(こらぼーよ) 〒673-0433 三木市福井 1933-12 教育センター3階	TEL 0794-89-2331 FAX 0794-89-2331 http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/0/5e3810a29992e32949256eb6002afe86?OpenDocument	月曜～金曜 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
高砂市	高砂市男女共同参画センター 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1	TEL 079-443-9133 FAX 079-443-0009 http://www.city.takasago.lg.jp	月曜～金曜 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
川西市	川西市男女共同参画センター 〒666-0015 川西市小花 1-8-1 ジョイン川西内	TEL 072-759-1856 FAX 072-759-1891 http://www.gesca-kawanishi.jp/	平日 9時～22時 ※第4日曜、年末年始(12/29～1/3)を除く
小野市	小野市男女共同参画センター 〒675-1366 小野市中島町72 小野市うるおい交流館 エクラ内	TEL 0794-62-6765 FAX 0794-62-2400 http://www.ksks-arche.jp/danjo/	9時～22時 窓口受付(9時～20時) ※第4火曜、年末年始(12/29～1/2)を除く
三田市	三田市まちづくり協働センター(センター内に人権・男女共同参画プラザ設置) 〒669-1528 三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館キッピーモール6階	TEL 079-563-8000 FAX 079-563-8001 http://www.city.sanda.lg.jp	10時～22時(センター) 10時～17時(プラザ) 10時～18時(行政) ※年末年始(12/29～1/3)を除く
加西市	加西市男女共同参画センター 〒675-2312 加西市北条町北条 28-1 アスティアかいさい3階	TEL 0790-42-0105 FAX 0790-42-0133 http://www.nehime-net.jp/sankaku/	9時～22時 ※年末年始(12/28～1/4)を除く
篠山市	篠山市男女共同参画センター(フィフティ) 〒669-2397 篠山市北新町 41 市役所第2庁舎3階	TEL 079-552-6926 FAX 079-554-2332 http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/human-rights/	平日8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
養父市	養父市男女共同参画センター 〒667-0101 養父市広谷 296-1 やぶ保健センター1 階	TEL 079-664-2110 FAX 079-664-2110 http://www.city.yabu.hyogo.jp/6166.htm	月曜～金曜 9時30分～16時30分 ※祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く
淡路市	淡路市市民協働センター 〒656-2132 淡路市志筑新島 10 番地 3	TEL 0799-64-0999 FAX 0799-70-1460	平日 10時～17時 日曜 10時～18時

用語解説

用 語	説 明
インターンシップ	学業についている者が、企業や官庁などで自らの専攻や将来の職業選択に生かすために就業体験すること。
M字カーブ	日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に就業しなくなる女性が多く、子育てが一段落すると再び就業するという特徴があるためである。
キャリアプランニング	自ら希望する生き方、働き方を実現するため、どのような職に就き、どのようなスキルや経験を獲得し仕事を進めていくか、という計画を設計すること。
セクシュアルハラスメント	性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。
男女共同参画社会づくり条例	男女共同参画社会の形成に関し、県、県民、事業者、団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的で計画的に推進するために、県が平成14（2002）年に制定した条例。
DV（ドメスティックバイオレンス）	夫やパートナーなど親しい関係（婚姻関係にない恋人同士を含む。）の間に生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることがあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。
デートDV	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。相手の交友関係や行動をしぼる、どなったり暴力をふるう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形の暴力を含む。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、カウンセリング、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助などを行うところ。
パワーハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。
マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に不当に解雇・雇い止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受けるハラスメント。一方、働く男性が育児休暇や育児目的の短時間勤務制度等を活用し育児参加することに対するハラスメントのことを、いわゆるパタニティハラスメントという。
ユニバーサル社会	年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。

「男女共同参画社会の実現をめざす教職員用指導資料検討委員会」委員

所 属・役 職	委 員 名	備 考
甲南大学 名誉教授	野々山 久也	委員長
大阪教育大学教育学部 准教授	小 崎 恭 弘	副委員長
甲南大学文学部 教授	井野瀬 久美恵	
県立西はりま特別支援学校 校長	沖 汐 守 彦	
日本労働組合総合連合会兵庫県連合会 女性委員会委員長	釜 口 清 江	
姫路市立大塩小学校 校長	川端 久美子	
県立男女共同参画センター 所長	川 村 貴 子	
芦屋市立精道中学校 校長	佐 野 恵 子	
加古川市立浜の宮幼稚園 園長	西 川 恵 子	
兵庫県経営者協会 企画管理部長	森 下 徹	
県立神戸鈴蘭台高等学校 校長	矢 野 博	

委員の所属・職名は平成 29 年 3 月現在

委員長・副委員長以外の委員については 50 音順

【関係課】

所 属・役 職	名 前
兵庫県企画県民部男女家庭課 課長	一幡 孝明
兵庫県教育委員会事務局高校教育課 主任指導主事	辻 登志雄
兵庫県教育委員会事務局義務教育課 主任指導主事	矢田 一
兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 指導主事	榎本 好子

【事務局】 兵庫県教育委員会事務局 人権教育課

教職員用指導資料

男女共同参画社会の実現をめざす
教育の実践に向けて（改訂版）

【基本的な考え方編】

平成 29（2017）年 3 月発行

平成 30（2018）年 2 月一部改訂

発 行 兵 庫 県 教 育 委 員 会

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号